

令和6年度第1回 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約監視委員会概要

1 開催日時	令和6年5月31日（金）13:30～15:45
2 場所	森林総合研究所特別会議室（各センターからはWeb出席）
3 出席者	・福岡委員長、中谷委員、高橋委員 ・森林総合研究所、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センター契約担当者等
4 議事	（1）令和5年度における契約状況 （2）令和5年度調達等合理化計画実施自己評価（自己評価の点検） （3）令和6年度調達等合理化計画（案） （4）競争性のない新規随意契約 （5）その他（新たな随意契約「特例随意契約」について）
5 概要	各議事について担当から説明後、質疑が行われた。主な内容は以下のとおりであった。 （1）令和5年度における契約状況 資料により令和5年度の契約状況の報告を行い、委員からの質問について説明及び回答を行った。 委員からは、職員宿舍賃貸借契約において長期となる場合の値下げ交渉についての確認などが行われ、これに対する担当からの説明を踏まえて、令和5年度における契約状況全般については、特に問題なく妥当と判断された。 （2）令和5年度調達等合理化計画実施自己評価（自己評価の点検） 令和5年度の調達等合理化計画、業務実績及び自己評価について報告を行い、項目毎の自己評価内容の点検を行った。 委員からは、発注担当と検収担当の牽制機能の状況確認及び共同調達を増加させる上での障害となる事情の確認などが行われ、これに対する担当からの説明を踏まえて、令和5年度調達等合理化計画実施自己評価（自己評価の点検）全般については、特に問題なく妥当と判断された。 （3）令和6年度調達等合理化計画（案） 令和6年度調達合理化計画及び計画内容について説明を行い、委員からの質問について説明及び回答を行った。 委員からは、特例随意契約の導入については、研究開発成果の早期発現のために契約に要する時間の短縮が目的であるため、当委員会で今後行う事後確認の中で、効率化できた日数を示すよう求めがあった。 令和5年度調達等合理化計画（案）全般については、特に問題なく妥当と判断された。 （4）競争性のない新規随意契約 11件の案件について、購入等の目的、業者の選定理由等の説明を行い、委員からの質問について説明及び回答を行った。 委員からは、「過去の実験データとの連続性の確保」という理由による競争性のない随意契約とすることについては理解できるものの、見積金額の妥当性を検証する目的で、今後は可能な範囲で他者からの参考見積書徴取も検討するよう意見があった。 競争性のない新規随意契約11件については、全て問題なく妥当と判断された。

(5) その他（新たな随意契約「特例随意契約」について）

前回委員会において、令和6年度に特例随意契約を実施することの包括的な承認はなされていたが、特例随意契約を実施するための必要な規程類の整備内容についても委員会承認が必要であったため、内閣府において審査中である改正予定の規程類について、担当より説明を行った上で審議がなされた。

また、事後確認において行う点検の対象案件抽出方法についても委員会決定が必要であるため、担当より案（審査件数は全体の1割程度とし、2名の外部委員が抽出を行うとする内容）が示された上でこれらの審議がなされた。

委員からは、抽出の基となる資料には、「受注者が関係法人であるか否か」及び「財産の買入については在庫が残っているか否か」の情報を含めること、並びに1者見積もりの場合には、価格が上昇気味となる可能性があるため、予定価格に従来との乖離が生じていないか検証することの求めがあった。加えて、規程類のうち字句の一部の修正意見についても示された。

以上を踏まえて、規程類の整備内容、点検対象の抽出方法、令和6年度の特例随契を実施すること、について承認された。

6 審議結果の取りまとめ

審議事項はすべて了承された。